

転入等滞在先での不在者投票のしかた

森町に住所があり、他市区町村に滞在している方

1 不在者投票に必要な書類の作成

あなたが森町選挙管理委員会から『不在者投票請求書兼宣誓書』を取り寄せて、必要事項を記入する。

※ 『不在者投票請求書兼宣誓書』はこちらからダウンロードできます。

不在者投票請求書兼宣誓書 (PDF)

※ 送付先である『滞在先又は現住所』欄はできるだけ詳しく記入してください。

(〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇アパート 〇〇号室など)

2 不在者投票用紙等の請求

あなたが『不在者投票請求書兼宣誓書』を選挙権のある森町選挙管理委員会へ送付する。

(封筒に赤字で『選挙事務』と記載すると早く届きます。)

○送付先 〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1
森町選挙管理委員会 宛

3 不在者投票用紙等の交付

『不在者投票請求書兼宣誓書』に記載された『滞在先又は現住所』へ、投票用紙等が郵送されます。

※ 同封の透明な小封筒は開封しないこと。

4 不在者投票所での投票

あなたが滞在先の不在者投票記載場所(市区役所・役場内等の場合が多い。)へ、『投票用紙等の入った封筒』をそのまま持参します。【滞在先の市区町村の選挙管理委員会の執務時間内】

あなたが本人であることを不在者投票所の係員が確認し、係員の指示により投票を行います。

※ これでお手続きは終了です。 ※

5 不在者投票の送致

あなたが不在者投票を行った場所の選挙管理委員会が、あなたの選挙権のある森町選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函^{かん}されます。